

【用語】他所米—他国米 停止—差し止め、禁止 沼須村—沼田市上沼須町 附通—継ぎ立てをせずに出発地から到着地まで通して輸送すること 越渡—越度、処罰、罪 御料所—幕府の直轄領 金納—年貢を金銭で納めること 勝手次第—自由に、心のままに 沼田御役所—沼田藩土岐家の役所

【解説】飢饉や凶作などで米穀が不足し、米価が暴騰するのを抑制するため、領主はしばしば穀留令こくどおれいを出し、廻米以外の商人米の他領への移出を禁止した。なかでも、沼田藩では凶作時の穀留令のほか、年々八月朔日から三月晦日まで八カ月の期間を限って他国米の領内移入を禁止し、地払い米の価格の維持安定と確保に努めた。

この文書は沼田藩の他所米禁止の穀留令に対し、沼須村からの承諾書の控であり、穀留の実態や、期間中に沼須村がどのような役割を担っていたかなどを知ることができる。沼須村は前橋方面から沼田へ至る沼田街道が片品川を越えて沼田領内へ入る最初の村であり、前橋米の移入路でもあった。そのため、沼田領内や城下へ他所米の移入があった場合は、沼須の渡船場へ役人が派遣されて取締りが行われた。また、他所米でも輸送先が他国の場合や、幕府領の村からの売米移入の場合には沼須村で改めたうえ、藩役所へ通達する役目も負っていたため、村にとっては大きな負担であったと思われる。